

「令和 7 年度管理道路賠償責任保険業務」に関する一般競争入札公告

「令和 7 年度管理道路賠償責任保険業務」について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

岐阜県知事 江崎 禎英

本調達は、資料提出及び入札を電子手続（ICカードが必要です。）で行う案件です。なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和 7 年度管理道路賠償責任保険業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 0 日（木）午後 4 時から令和 8 年 4 月 1 0 日（金）午後 4 時まで

(4) 留意事項

令和 7 年第 1 回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、入札執行は行いませんので、あらかじめ御承知願います。なお、これに伴い、入札参加申込者において損害が生じた場合にあっては、県においてはその損害について一切負担しません。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であり、登録業務内容が「損害保険」、「損害保険業」、「損害保険全般」、「保険業」のいずれかであること。

(3) 岐阜県から岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(4) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 5 項に規定する損害保険業免許を有する者又は、保険代理業にあっては、損害保険代理店の登録を有する者であること。

(5) 令和 2 年度以降に、国又は都道府県が発注する道路賠償責任保険業務を受注した実績を持つ者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号
岐阜県県土整備部道路維持課管理調整係
電話 058-272-1111 (内線 4617) FAX 058-271-7682
E-mail cl1657@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年2月28日(金)から令和7年3月11日(火)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前6時から午後11時まで。ただし、初日は岐阜県電子調達システム(入札情報公開システム)公開後からとする。

イ 交付場所

岐阜県電子調達システム(入札情報公開システム)に掲載する。電子メールによる交付を希望する場合は、上記3(1)へ申し出ること。

なお、電子メールによる交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和7年3月12日(水)午後5時(必着)

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年3月17日(月)までに通知する。

なお、入札参加資格が認められた後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届書を入札執行期日までに3の(1)まで提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年3月21日(金)午前10時

(入札を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)で行う場合は、令和7年3月19日(水)午後5時までに3の(1)に必着のこと。)

イ 場 所 岐阜市藪田南二丁目1番1号
岐阜県庁17階 1701会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)をもって落札価格とする。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第 114 条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

- (ア) 規則第 111 条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。
- (イ) 最低の入札書記載金額をもって入札した者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (ウ) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札をする。ただし、入札者の中に郵便等又は電子手続による入札を行った者がある場合は、この限りでない。再度の入札を行った結果、落札者がいないときは、原則として再度公告し、入札を行う。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県宛てに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

- (3) 3 の(1)の承諾を得た場合において、郵便等により入札書を提出するときは、入札案件名及び入札参加者名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて提出すること。また、郵便による時は、一般書留又は簡易書留によること。

- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

- (6) 落札者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

また、落札者が、岐阜県から岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

- (7) 詳細は、入札説明書による。